

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's 広場

関連リンク

## 資料室



HOME | 資料室 | 一般教養 | 労使トラブル法律相談Q&amp;A | 退職金

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

社会保障

労使トラブル法律相談Q&amp;A

労働関係法

経営全般

人間関係とコミュニケーション

ライフプラン

男女共同参画

公務員関係法

日朝の歴史

7つの習慣

中東の歴史

ボランティア活動

環境活動

社会貢献活動

自己啓発

生涯学習

外交・防衛問題

資本論

## 退職金

### 17 退職金

**Q** 私は10年あまり勤めた会社を退職し、同じ業種の会社へ転職をした者ですが、以前勤めていた会社の退職金規定に同業他社への転職の場合には退職金を半額とする減額条項があり、規定上の退職金額の半分しかもらっていません。法的には問題ないのでしょうか。

#### POINT

- 退職金は資金の後払的性格と功労報償的性格を合わせ持ち、就業規則などの明文の規定により請求権が発生します。
- 同業他社へ転職した場合、退職金を減額する条項は、功労報償的性格から相当性があるといえます。
- 退職金の減額については、職業選択の自由との関係から減額率等について考慮する必要があります。

#### A 1. 退職金請求権の根拠

退職金は、現在その制度の維持自体を含めて運用について再検討がなされているところですが、これまでわが国の終身雇用制とも連動して制度が発達してきました。

このような退職金は、一般に、その算定基礎資金に勤続年数別の支給率を乗じて算定されることから、資金の後払的性格を有すると理解されていますが、支給率が勤続年数にしたがって逓増方式をとるなど功労報償的性格を合わせ持つとされています（三兎社事件／最高裁第2小法廷判決昭52・8・9）。労基法89条3号の2は、「退職手当」について就業規則の相対的必要記載事項としていますから、退職金制度を置くかどうかは使用者の自由であり、労働協約、就業規則、労働契

約等において明確に支給条件が定められることにより、労働者は退職金請求権を得ることになります。なお、これらの明文の規定がなくても、これまで明確な基準に基づいて退職金が支払われてきた慣行があれば、退職金請求権は発生します。

#### 2. 退職金の減額条項等

以上のように、退職金の性格や請求権の根拠を考えた場合、退職金の減額条項や没収条項について相当であるかどうか、問題となります。

ご相談のように、同業他社へ転職した場合に、退職金を半分に減額するという取扱いは、従業員が退職後一定期間内に同業他社へ転職した場合に、退職した会社の顧客が奪われたり、ノウハウが他社へもたらされる等、企業経営や業績に支障を及ぼしかねないため、このような事態を防止しようとする目的で設けられたもので、このような事態を引き起こした労働者は、過去の功労を減じられてもやむを得ないものとの評価が行われます（前掲三兎社事件最高裁判決）。

しかし、このような制度を設けることは、従業員に対して就業規制をもたらす職業選択の自由を侵しかねない性格のものでもあります。

したがって、同業他社へ一定期間内に就職した労働者に対して退職金を不支給にするような取扱いは、顕著な背信性がある場合など限定的に適用されるべきであり、退職金の減額条項については、減額率、規制期間、規制される競業他社の態様等を総合して、その相当性が判断されるべきでしょう。

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

## Worker's Library 会員登録

### お申し込みはこちらです。

[>>一覧へ戻る](#)

[教育カリキュラム](#)

[日本国憲法](#)

[傾聴](#)

[語り部スキル](#)

[▶ キーワード検索はこちら](#)

[▶ サイトマップ](#) [▶ このサイトについて](#) [▶ 個人情報保護の取組みについて](#)

[▶ ページTOPへ](#)

[TOP page](#)

[資料室](#)

[イベント情報](#)

[講師を探す](#)

[Worker's広場](#)

[関連リンク](#)

**Worker's Library** 静岡で働く人のための資料閲覧サイト  
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.